

166 法学博士奥田義人他一名授爵の儀に付宮内大臣へ申牒

〔大正六年八月〕

(注記1)

大正六年八月九日

内閣書記官

(注記2)

(注記3)

内閣総理大臣

花押(寺内)

内閣書記官長

(見主)

〔大正六年〕(朱書)年〔八〕(朱書)月〔九〕(朱書)日

内閣総理大臣

宮内大臣宛

申牒

(注記4)

正三位勲一等法学博士奥田義人外一名ハ別紙功績書ノ通功績顯著ナル者ニ付各頭書ノ通授爵ノ儀御詮議相成度

男爵 正三位勲一等法学博士 奥田義人

男爵 從二位勲一等 松岡康毅

功績書

正三位勲一等法学博士 奥田義人

右ハ明治十七年八月太政官御用掛出身以來東京山林学校幹事兼助教、農商務省参事官、農商務大臣秘書官、特許局長、行政裁判所評定官、内閣官報局長、内閣書記官、衆議院書記官長、拓殖務次官、農商務次官、文部次官、文部総務長官、法制局長官兼内閣恩給局長等ヲ経テ大正二年二月文部大臣ニ任セラレ尋イテ司法大臣ヲ兼ネ同三年三月司法大臣專任ト為リ同年四月依願免本官ト為レリ又各種ノ委員ト為リ殊ニ法典調査会委員、法律

取調委員トシテ尽力勤ナカラス其ノ他帝室制度調査局御用掛、宮内省御用掛、宮中顧問官、帝室制度審議会委員ト為リ多年官務ヲ奉シ功績顯著ナリトス

功績書

從二位勲一等 松岡康毅

右ハ明治三年徳島藩少属出身以來司法省大録、司法省権少判事、少判事、司法省権大書記官、同大書記官、大審院民事第一局長、同第二局長、東京控訴院長、検事、内務次官、行政裁判所長官ヲ経テ明治三十九年一月農商務大臣ニ任セラレ同四十一年七月依願免本官ニ至ル迄多年官務ヲ奉シ其ノ功績顯著ナリトス

法学博士奥田義人功績ノ要領

明治十七年七月東京大学法学部ヲ卒業スルヤ直ニ太政官ニ入りテ御用掛トナリ制度取調局ヲ兼子テ憲法ノ起草ニ関スル機務ニ与リ爾来三十余年ノ間要職ニ歴任シテ遂ニ台閣ニ列シ文部司法ノ両相ニ親任セラレタリ官歴ノ概要ハ別紙履歷書ノ如シ
博士ノ功績ハ各方面ニ亘リテ甚多シト雖モ就中特筆スヘキモノハ帝室制度ノ調査、法律取調ノ事業、學術教育ニ関スル事項ナリトス
一、往年帝室制度調査局ヲ置カルルヤ御用掛トナリ専ラ主査ノ任ニ膺リテ重要ナル法案ノ調査起草ニ從事シ殆ント十年ノ間銳意帝室制度ノ整備ニ尽瘁シタルノ功績洵ニ没スヘカラ

ス加之重要ナル皇室法規ノ制定ニ関シテ特ニ宮内大臣ノ委
 嘱ヲ受ケ皇族會議、枢密院又ハ貴族院等ニ出席シテ説明ノ
 任ニ当リタルコト一再ニ止マラス又数年ノ間宮中顧問官ノ
 職ニ在リテ皇室ノ機務ニ関シ宮内大臣ノ諮問ニ応シテ調査
 ヲ遂ケ意見ヲ提出シタルコト亦尠ラス嘗テ韓国併合ノ事ア
 ルニ際シテハ特ニ宮内大臣ノ委嘱ニ基ツキ詔書其他朝鮮貴
 族ニ関スル制度等ヲ調査立案シ勞績著大ナリシニ拘ラス当
 時恩賞ノ典ニ漏レタルハ深ク遺憾トスル所ナリ而シテ昨大
 正五年十一月帝室制度審議會ヲ設置セラルルニ及ヒ其ノ委
 員ニ任セラレ現ニ皇室ノ制度ニ関シテ更ニ力ヲ致ス所アリ
 二、明治三十九年法律取調委員ノ囑託ヲ受ケ更ニ翌四十年五月
 法律取調委員會成ルヤ其ノ委員ニ任セラレ爾來各種法律ノ
 改正調査ニ従事シ殊ニ大正二年十一月ニ至リテハ其ノ會長
 ノ職ニ就キ委員ヲ督励シテ銳意進捗ヲ図リテ以テ今日ニ迄
 ヘリ而シテ多年熱心會務ニ当リテ成績大ニ挙リ功勞洵ニ顯
 著ナリト云フヘシ

三、博士ハ民法ニ精通シ親族法相続法ニ至リテハ殊ニ専門ノ学
 者トシテ推称セラルル所ナリ之ヲ以テ時ニ或ハ著述ヲ公ニ
 シテ世人ヲ裨益シ又多年帝國大学ニ講師トシテ之カ講義ヲ
 担当シ学徒ヲ指導シタルノ功決シテ尠小ニアラス明治十八
 年七月同志ト相謀リテ中央大学ヲ創立シ自ラ教授ノ事ニ任
 シ或ハ幹事トナリ理事トナリテ其ノ經營ニ尽力スルコト年
 アリ明治四十五年推サレテ学長トナリ後チ文部大臣ニ任セ
 ラレタルカ為ニ一旦之ヲ辞シタルモ大臣ノ退官ト共ニ再ヒ

学長ニ挙ケラレ以テ今ニ迄ヘリ同校創業以來多年尽瘁ノ功
 績顯著ナルハ嘗テ其ノ功績紀念ノ為メ同校ニ於テ特ニ奥田
 文庫ヲ設置シタルニ視ルモ知ルヘキナリ

其他明治二十八年中衆議院ニ翰長トナリ恰モ日清戰役ノ末期ニ
 属シ国家多事ノ際勵精能ク其任ヲ竭シ功勞極メテ大ナリ之ヲ以
 テ當時特ニ勲章ノ賞賜アリ而シテ嘗テ選ハレテ衆議院ノ議員ト
 ナリタルコトアリ又明治四十五年中貴族院議員ニ勅選セラレ今
 猶任ニ在リ其ノ立法ノ府ニ貢獻スル所亦少小ナラサルヘシ
 以上ハ官歴ニ就テ最著明ナル功績ヲ掲ケタルモノナリ尚ホ公共
 ノ事業ニ効力スル所多大ナリシヲ疑ハスト雖モ今簡ニ從ヒテ略
 ス願フニ博士ノ人格ニ至リテハ高潔ニテ常ニ皇室国家ニ対ス
 ル報効ノ念極メテ厚ク事ニ臨ミ熱誠毫モ身分ヲ顧ミサルカ如シ
 洵ニ稀觀ノ人ト云フヘシ

〔注記1〕

「内閣閣一九八号」

〔注記2〕

〔下條〕

〔注記3〕

「秘」

〔注記4〕

「十三」(簿冊内件名番号)

〔大正六年 公文雜纂 内閣一ノ下
 卷一ノ下〕 2A, 14, ④1386